

# 伊 勢 市 公 報

第 14 号  
平成 18 年 6 月 5 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
認可地縁団体の告示事項の変更について	2
<b>教育委員会告示</b>	
教育委員会会議の招集について	3
<b>農業委員会告示</b>	
伊勢市農業委員会第 2 回総会の招集について	4
<b>上下水道事業告示</b>	
流域関連公共下水道の供用開始について	5
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	6
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	7
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	8
<b>公 告</b>	
犬の抑留について	9
犬の抑留について	10
職権による住民票消除の公示について	11

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 稲 垣 愛 夫

伊勢市野村町 5575 番地 1

変更後 岡 山 一

伊勢市野村町 5553 番地 7

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成18年5月23日

伊勢市教育委員会  
委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成18年5月29日(月)午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 5階2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第6号 奨学生の決定について

## 伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第2回総会を次のとおり招集します。

平成18年5月16日

伊勢市農業委員会  
会 長 中 川 堯

- 1 招集の日時 平成18年6月16日(金)午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市生涯学習センター
- 3 付議すべき事項
  - (1) 議案第1号 平成17年度伊勢市農業委員会事業報告について
  - (2) 議案第2号 平成18年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について
  - (3) 伊勢市の農業施策に関する建議(案)について

## 伊勢市上下水道事業告示第 35 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、伊勢市上下水道部下水道課及び各総合支所上下水道課に備え置いて、平成 18 年 5 月 17 日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

平成 18 年 5 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 18 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
岩淵 1 丁目、岩淵 2 丁目、吹上 2 丁目、河崎 2 丁目の各全部並びに  
岡本 1 丁目、吹上 1 丁目、船江 2 丁目、船江 3 丁目、本町、神社港、  
竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町、二見町西、二見町今一色、  
御園町高向、御園町王中島、御園町新開及び御園町長屋の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 36 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
266	三共商事 有限公司	津市半田 2221 番地 3	平成 18 年 5 月 9 日
267	山本建設	志摩市浜島町迫子 584 番地	平成 18 年 5 月 11 日
268	世古口水道	多気郡明和町大字大淀 523 番地	平成 18 年 5 月 11 日

伊勢市上下水道事業告示第 37 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 5 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
269	有限会社都 壺コンスト ラクション	松阪市久保町 1855 番地 668	平成 18 年 5 月 17 日
270	道具設備	松阪市大黒田町 874 番地 2	平成 18 年 5 月 17 日
271	株式会社 永井組	度会郡玉城町岩出 896 番地	平成 18 年 5 月 17 日

伊勢市上下水道事業告示第 38 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 5 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
246	有限会社 イレ クト・アガタ	伊勢市二見町茶屋 421 番地 2	平成 18 年 5 月 17 日

## 伊勢市公告第 20 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 5 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市円座町	ミニチュアダックスフンド	薄茶	雄	小	成犬	
2	伊勢市円座町	ミニチュアダックスフンド	茶	雄	小	子犬	

2 抑留した日 平成 18 年 5 月 17 日

3 抑留期限 平成 18 年 5 月 19 日

#### 4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

## 伊勢市公告第 21 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 5 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市西豊浜町	柴雑	薄茶	不明	小	子犬	

2 抑留した日 平成 18 年 5 月 22 日

3 抑留期限 平成 18 年 5 月 25 日

#### 4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 22 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公告します。

平成 18 年 5 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 職権消除年月日

平成 18 年 5 月 19 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
三重県伊勢市常磐 1 丁目 14 番 15 号	乾 孝 行